労働災害が発生した事業場に対し、
労働基準監督署は再発防止に向けた
指導等をしています。



事業者の皆様は基本的な安全衛生
管理を徹底してください。



あせるな
いそぐな
おこたるな

STOP！労働災害

死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動

死亡災害の撲滅、死傷者数2,000人未満を目指して

UNDER 2000 MIE

三重労働局・各労働基準監督署

R8.11

労働災害防止のための基本ルールを守ろう

あせるな いそぐな おこたるな

経営トップの皆様へ

リスクアセスメント、安全衛生教育、4S活動、職場巡視を徹底してください。

重点災害への対策

■行動災害（転倒・動作の反動）



- □ 通路や作業場所を整理整頓している
- □ 床の水濡れを放置していない
- □ 段差や障害物を表示している
- □ 滑りにくい履物を使用している

■墜落・転落災害



- □ 脚立・踏台を適正に使用している
- □ 天板に乗っていない
- □ 使用前点検を実施している
- □ 無理な姿勢で作業していない

■機械災害



- □ 安全装置を無効化していない
- □ 清掃・点検前に停止している
- □ 点検手順を定めている
- □ はさまれ・巻き込まれ防止措置を講じている

■高年齢者の労働災害



- □ 身体機能に配慮した作業としている
- □ 段差の解消や手すりの設置をしている
- □ 健康や体力を把握し、配慮している
- □ 安全衛生教育を丁寧に行っている

安全はすべてに優先する
死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえの実現へ